

平成 27 年度事業計画

第 1 事業策定の基本

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いており、山梨県内においては、個人消費は基調的には底堅く推移しており、堅調な海外需要を背景に、産業用機械や電気機械の生産は高い水準を維持している。

また、昨年度は消費税の引き上げによる、年度当初の駆け込み需要等の反動が一時的にあり、貨物輸送量も減少するなど厳しい部分も見受けられ、高止まりした軽油価格、重い自動車関係諸税、安全対策・環境保全へのコスト負担の増大、運賃の低迷、世界一高い高速道路料金などが、この業界に依然として重くのしかかっているのも事実である。

このような、未だ厳しい経営環境下にあってもトラック運送業界は、法令を遵守し、安全対策の徹底や環境保全に努め、物流の基幹産業として、安心・安全で良質な輸送サービスを提供する社会的使命を果たしながら、より一層「社会との共生」を図っていかなければならない。

そのためには、国の政治の安定と景気の本格的回復を実現させるため力強い政策運営を要望するとともに、今後の健全な事業基盤の整備を目指して、全日本トラック協会及び関東トラック協会等関係団体との一層緊密な連携のもとに業界の力を結集して、業界が抱える諸問題への対応を図るため、関係各方面への効果的な働きかけを強力に推進し、適切な成果を得られるよう努めるものとする。

また、安全、環境対策と併せ関係法令を遵守するなかで、運輸安全マネジメントへの的確な対応を推進し、運輸事業振興助成交付金制度の更なる有効活用を図り、会員事業者の経営基盤の確立や社会的地位の向上に努めるとともに、地域と共生し生活と環境を守るため、次に掲げる施策を重点として事業活動を積極的に展開する。

第 2 事業計画

1. 経営基盤の確立

- (1) 経営基盤安定のため契約の書面化に基づく公正取引の推進を図るとともに、原価意識の向上並びに原価管理の徹底等により適正運賃収受の推進を図る。
- (2) 運輸安全マネジメントに対する的確な対応を柱に、輸送の安全確保等、事故防止対策を強力に推進するとともに、安全性優良事

業所認定取得（Gマーク）の促進を図る。また輸送秩序確立運動に積極的に取り組み、輸送秩序を阻害する行為の防止対策を推進する。

- (3) 燃料高騰対策の一環ともなる、エコドライブの推進に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援装置の普及促進助成事業等の支援対策を積極的に推進する。
- (4) 事業経営の負担を軽減するため、全日本トラック協会をはじめとする上部団体と連携し、自動車関係諸税の簡素化・軽減、税制特例措置の拡充に務める。
- (5) 協会組織の基盤強化を図るため新規加入会員の確保に努める。

2. 交通事故防止・労働災害防止の推進

交通・労災事故防止については、国土交通省が策定した『運輸安全マネジメント』及び『事業用自動車総合安全プラン2009』に基づき、交通事故防止に向けた取り組みを徹底するとともに、交通・労災事故防止対策委員会を中心に、陸災防山梨県支部との連携を図りながら、各種事故防止運動に通じた啓発、講習会等における事故防止対策の周知徹底を図るとともに、自動車事故対策機構が実施している運転適性診断を有効活用し事故防止に努め、本年度も引き続き労災保険収支改善運動を強力に推進する。

- (1) モデル支部を指定するなかで、重大事故の誘因を排除するとともに、適正な労務管理及び運行管理の徹底等輸送の安全確保に向けた諸対策を推進する。
- (2) ドライブレコーダーやバックアイカメラ、衝突被害軽減ブレーキ等の事故防止機器導入補助支援対策を促進するとともに、追突事故防止マニュアル並びにドライブレコーダー映像集を活用した事故防止対策を推進する。
- (3) プロドライバー交通労働安全大会を開催し、更なる安全意識の高揚と事故防止の徹底を図るとともに、無事故・無違反をグループで競う山梨県主唱の『チャレンジ123作戦』への積極的な参加促進を図る。
- (4) 春・秋の「全国交通安全運動」をはじめとした各種交通安全キャンペーンに積極的に参加する。

3. 環境対策の推進

環境保全対策委員会を中心に、地球温暖化防止への積極的な取り組みを行うとともに、さらなる環境対策の推進を図るため、全日本トラック協会が策定した「新環境基本行動計画」と「低炭素社会実行計画」を踏まえ、様々な観点から関係行政機関並びに関係団体との連絡を密にして積極的な取り組みを行う。

- (1) エコドライブ管理システム（EMS）の導入促進並びに補助等の支援対策を積極的に推進する。
- (2) ハイブリッド自動車などの低公害車の導入促進を図るため、補助等の支援対策を積極的に推進する。
- (3) 「グリーン経営認証制度」について、認証取得促進に向けた支援対策を積極的に推進する。
- (4) 新環境基本行動計画に基づく、省エネに係る諸施策の促進等、関係機関と連携し積極的に事業を推進する。
- (5) 環境保全への意識高揚を図るため、環境問題全般に係る情報の収集並びに情報提供等を含めた啓発活動を行う。

4. 適正化事業の充実強化

トラック産業に係る安全対策、市場構造の健全化対策に基づく速報制度の導入や、悪質事業者の排除に向けた監査方針並びに行政処分基準等の一部改正を踏まえ、一層の行政との連携強化に努めるとともに、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の役割がさらに重要性を増すなかで、地方適正化実施機関の一層の中立性及び透明性を図りながら、地方適正化実施機関評議委員会への的確な対応を図り、13年目となる安全性評価事業（Gマーク）の認定取得の促進を図り、適正化事業指導業務の公正・着実な実施及び指導員の更なる資質向上に努める。

- (1) 適正化事業実施機関として組織体制の更なる充実強化を図り、行政と連絡協調を図りながら、公平な競争条件を確保するため事後チェック体制の強化を図るなかで、厳正かつ効果的な巡回指導を実施する。また事業の健全経営並びに輸送秩序の確立に資するため適正化指導員の資質向上を図り、重大事故を誘発する過労運転の防止、飲酒運転の根絶、過積載運行の防止等について指導を徹底するとともに、安全性優良事業所（Gマーク）の認定取得に向けた対応を積極的に推進する。

- (2) 事業所巡回指導においては、運輸安全マネジメントへの的確な対応をはじめ、不平等感の強い社会保険等未加入事業者に対する適正加入に向けた指導を徹底するとともに、巡回指導が国の事後チェック体制の補完的役割を担うことの理解を浸潤させるとともに、事業者ニーズを踏まえた情報の提供、相談等のサポート的な指導を含め適切かつ効果的な指導を実施する。
- (3) 適正な原価意識に基づく健全経営の確保を図るとともに、安全運行の確保、違法行為の防止を図るため『平成27年度輸送秩序確立運動』を積極的に推進する。
- (4) 新規許可事業者に対する特別巡回指導においては、コンプライアンスの確立を軸に指導を早期に行うとともに、運輸行政と連携を図りながら、新規許可事業者を対象とした指導講習会を活用し協会未加入事業者への対応に努める。

5. 輸送秩序確立対策の推進

適正化事業推進委員会を中心に、適正化事業実施機関と緊密に連携して、『平成27年度輸送秩序確立運動』を積極的に推進するとともに、適正取引の推進をはじめ、飲酒運転の根絶、過積載運行・過労運転防止及び交通労働災害防止を最重点項目として、輸送秩序確立に向けて積極的な対応を図る。

なお、輸送秩序確立運動の推進にあたっては、運輸支局・警察・労働局等、関係行政機関の協力を得て効果的な運動を展開する。

6. 労働環境の整備と人材育成事業の推進

労働問題等対策委員会を中心に、労働関係法令改正を注視するなかで、労働環境の整備・改善を推進するとともに、ドライバーの高齢化並びに長時間労働による脳・心臓疾患の患者数が高止まりしていることを踏まえ、昨年に引き続き、定期健康診断助成制度を活用し受診率の向上を図るとともに、「健康起因事故防止マニュアル」等を活用するなかで、健康状態に起因する事故の未然防止に努め、輸送の安全性を確保する。

- (1) 企業経営の健全化を図り労働環境を整備するとともに、労働基準法等の改正に合わせた就業規則の変更や、3・6協定の届出等について周知徹底を図るとともに、引き続き労災保険収支改善運

動を積極的に推進する。

- (2) 多様なニーズに対応できる企業に必要な人材を育成するため、中小企業大学校の講座受講の促進を図るとともに、人材育成事業並びに人的資源の開発については、運行管理者国家資格の取得等を目指す従業員に対し、幅広く知識を身につけてもらえるよう運行管理者試験対策講座を開講し、より知識豊富な、より質の高い運行管理者の確保、更には事故を未然に防ぐ運行管理体制の確立に役立てられる人材の育成を更に推進する。
- (3) 定期健康診断及びS A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の受診費用の一部助成により、健康に起因する事故防止対策を推進する。
- (4) 人手不足を解消するため、中型免許等の取得に係る費用について助成するとともに、若年人材の確保及びプロドライバー養成に努める。
- (5) 業界の事業基盤確立のために、後継者育成を目的とした青年部会活動を積極的に支援する。

7. 運輸事業振興助成交付金の適正かつ有効な執行

交付金の執行については交付金運営委員会を軸に、交通事故防止対策、環境対策、適正化事業の推進を重点とし、交付金の趣旨に則した適正かつ有効な事業を執行する。

なお、主な助成事業としては、

- (1) 一昨年度から3年間の暫定措置として実施が認められた健康診断への交付金による助成制度を活用し、健康状態に起因する事故を未然に防止するため、定期健康診断の受診率の向上を図り輸送の安全性を確保する。
- (2) デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の導入促進に係る補助等の支援対策をはじめ、自動車事故対策機構が実施する運転者適性診断の受診手数料の助成並びにS A S（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査費用の助成等、交通事故防止対策を積極的かつ効果的に推進する。
- (3) 低公害車導入費用等の一部助成事業を継続して実施するなど特に環境支援対策を積極的に推進する。
- (4) 近代化基金融資制度の利子補給事業を有効的に推進する。

8. 中小企業対策の推進

- (1) 中小企業に向けた諸施策への対応を図るとともに、経営基盤の強化を図る観点から、輸送原価の把握は必要不可欠であるため、コスト管理の徹底を図るなかで、事業の健全経営を促進する。
- (2) 物流及び経営問題全般についての研修会等を効果的に開催する。
- (3) 近代化基金融資、利子補給事業の推進を図り、会員の設備投資を強力に支援するとともに事業規模の適正化を推進する。
- (4) 山梨県中小企業団体中央会と連携を密に金融制度の指導、情報提供等を効果的に行い会員事業者の利便を図る。

9. 各種委員会及び部会の活性化

総務委員会、交付金運営委員会、労働問題等対策委員会、環境保全対策委員会、適正化事業推進委員会、事故防止対策委員会、事業推進委員会において、各委員会及び各部会の設置目的に則した活動を活発に行うとともに、新規許可事業者並びに未加入事業者のうち、良質な事業者に対して協会への加入促進を図りながら、会員総参加の協会運営により協会活動の活性化を推進する。

10. 広報活動の推進

トラック輸送が果たしている社会的役割と重要性を、その時々々の社会情勢を踏まえ、トラック業界の置かれている現状を的確に捉えたなかで、公正な競争環境の確保に向け、業界が抱えている諸問題について広く理解を求めるとともに、トラック業界として実施する環境保全・交通労災事故防止等の諸対策と合わせて、業界内部の意識高揚を含め、荷主並びに広く一般社会に対してPR活動を行う。

- (1) 広報媒体のテレビ、ラジオ、新聞、協会機関誌「山梨トラックニュース」、インターネット上でのホームページ等を有効活用して、総合的な広報活動としての業界実態を含めた各種PRを行うとともに、会員に有効な情報をリアルタイムで速やかに提供する。また『トラックは生活と経済のライフライン』をテーマとして、「トラックの日」を中心に、トラック輸送の重要性を含め、業界のイメージアップを図るために効果的な事業を実施する。更には、昨年度作成した『山梨県トラック協会公認キャラクター』を活用し、有効的に業界実態PRを行う。

11. 表彰の実施

トラック運送事業の発展に貢献された事業主及び従事者に対して、次のとおり表彰を行う。

- (1) 功労役員への感謝状贈呈。
- (2) 永年勤続役員及び優良従業員表彰。
- (3) 無事故・無違反に対する表彰。

12. 国民保護法への対応

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、国、県及び関係機関並びに各支部と連携協力し、会員の業務に係る武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施する。

13. 地震等災害対策の推進

- (1) 山梨県及び甲府市並びに日本赤十字山梨県支部と締結した「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき災害等緊急時における輸送車両の迅速にして円滑な出動体制を確立するため、必要に応じ「救援物資緊急輸送実施基準要綱」を見直すなど体制の整備充実を図る。
- (2) 県をはじめ市町村が主催実施する総合防災訓練に積極的に参加し、緊急救援物資の輸送訓練を実施する。
- (3) 全日本トラック協会が策定した「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づき、必要な体制整備を推進する。
- (4) 県内の主要道路沿線等に会員事業者の協力のもと、自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備及び、備蓄倉庫等を設置し、会員並びに地域住民が災害時に活用できるような体制整備を推進する。

14. 青年部会及び女性部会の育成強化

- (1) 青年部会の活動については、ボランティア事業並びに教育研修事業等を中心に、活動も年々活発化し、事業も充実するなかで成果を上げ内外共に活動に対する評価は高まっている。今後も次代を担う世代としての意識の向上と強固な団結のもとに、積極的な

活動が図られるよう支援する。

- (2) 女性部会については、その特性を活かし多方面にわたって活発な活動を展開し、内外共に活動に対する評価は高まっている。今年度も各種事業活動に対し支援する。

15. 運行管理者試験業務の円滑な実施

貨物自動車運送事業法に基づく国土交通省の指定試験機関として、運行管理者試験に関する事務を公正かつ適確に実施するため設置された、(公財) 運行管理者試験センターとの運行管理者試験業務の実施に係る業務委託契約に基づき運行管理者試験業務を円滑に実施する。